

# Ⅲ 産業廃棄物に係る許可制度

## 1 産業廃棄物処理業の許可

### ■ 処理業の許可

産業廃棄物の収集又は運搬若しくは処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければなりません。

収集運搬業においては、産業廃棄物の積込みと積降ろし場所の許可が必要となります（運搬途中に通過する場所の許可は必要ありません。）。

北海道内については、次の①～③の場合に応じそれぞれ許可が必要となります。

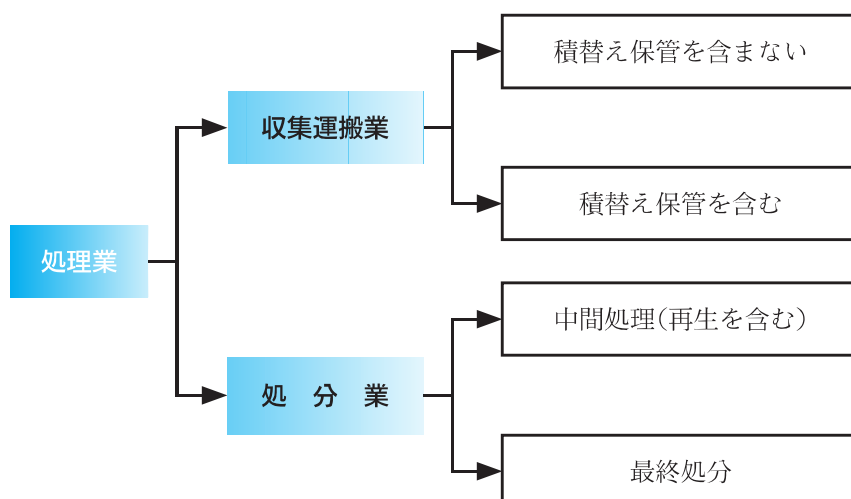
- ① 一の政令市の区域内のみにおいて収集運搬業を行う場合 → 業を行おうとする区域を管轄する政令市長の許可
- ② 積替え又は保管を含む収集運搬業を行う場合 → 積替保管施設の設置場所を管轄する北海道知事または政令市長の許可
- ③ 上記②の場合を除き一の政令市を超えて収集運搬業を行う場合 → 北海道知事の許可

### ■ 処理業の種類

産業廃棄物処理業は、その事業の範囲によって次の4種類に区分されます。

- ① 産業廃棄物収集運搬業（法第14条第1項）
- ② 産業廃棄物処分業（法第14条第6項）
- ③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業（法第14条の4第1項）
- ④ 特別管理産業廃棄物処分業（法第14条の4第6項）

収集又は運搬を業として行おうとする場合には収集運搬業の許可を、処分を業として行おうとする場合には処分業の許可を、また、複数の区分で行おうとする場合は区分ごとの許可を受けなければなりません。



・廃棄物の処理とは、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を指します。

・処理の過程は、収集・運搬、中間処理（焼却、破碎等や再生）、最終処分（埋立処分、海洋投入処分）に区分されます。

## ア 積替え保管を含まない

排出者から集めた産業廃棄物を、中間処理施設又は最終処分先等に直接運ぶこと(委託された産業廃棄物を自社の敷地内に一定量溜まるまで仮置きする等はできません。)

## イ 積替え保管を含む

収集した産業廃棄物を積替保管施設において積替え保管し、その後中間処理施設又は最終処分先等に運ぶこと。

## ウ 中間処理

焼却・破碎・中和等により、減量化、安定化させること。

特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化し、特別管理産業廃棄物でなくすること。

## エ 最終処分

埋立又は海洋投入(原則禁止)により、廃棄物を自然界に還元すること。

## ■ 許可申請の種類

### ①新規許可申請

- ・新たに処理業を始める場合
- ・個人から法人化する場合(個人で許可を有していても、法人で新規許可申請が必要)
- ・処理業の許可を持っている法人の消滅を伴う合併をする場合(合併後の法人で新規許可申請が必要)
- ・処理業の許可を持っている者が、更新手続きを行わず許可期限が満了したため、許可を再取得する場合

### ②変更許可申請

- ・取扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を追加する場合
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む旨を追加する場合
- ・処理業の区分を拡大する場合(収集運搬業で積替え保管なしだったものが積替保管をする場合、処分業で破碎による中間処理をしていたものが焼却を追加する場合など)

### ③更新許可申請

- ・既に処理業の許可を持っている者が、許可期限(5年又は7年)満了前に同じ許可内容で許可の更新をする場合(更新申請時に許可内容の変更をする場合は、同時に変更許可申請を行う必要があります。)

## ○ 北海道内の産業廃棄物担当部局

|                 |                                                                                                                                            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 札幌市             | 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(本庁舎13階北側)<br>環境局 環境事業部 事業廃棄物課 産業廃棄物係<br>Tel 011-211-2927(直通) Fax 011-218-5105<br>e-mail:jigyohaiki@city.sapporo.jp |
| 北海道             | 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(道庁本館12階)<br>環境生活部 環境局 循環型社会推進課 産業廃棄物係<br>Tel 011-204-5199(直通) Fax 011-232-4970                                     |
| 石狩振興局           | 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目(道庁別館5階)<br>保健環境部 環境生活課 地域環境係<br>Tel 011-204-5823(直通) Fax 011-232-1156                                              |
| 函館市             | 〒040-0034 函館市大森町21番12号(シャトー大森1階)<br>環境部 環境対策課 産業廃棄物対策担当<br>Tel 0138-85-8324(直通) Fax 0138-85-8279                                           |
| 旭川市             | 〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎8階)<br>環境部 環境指導課 廃棄物指導係<br>Tel 0166-25-6369(直通) Fax 0166-29-3977                                               |
| 環境省<br>(北海道事務所) | 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番地(札幌第一合同庁舎3階)<br>北海道地方環境事務所 資源循環課<br>Tel 011-299-3738(直通) Fax 011-736-1234                                         |

## 2 産業廃棄物処理業の申請要件

産業廃棄物処理業については、環境省令で施設と申請者に係る基準が定められています（施行規則第10条、施行規則第10条の5、施行規則第10条の13、施行規則第10条の17）。

### （1）施設に係る基準

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業、処分業の用に供する施設それぞれについて、飛散、流出の防止や適正処理についての基準が定められています。

#### ① 産業廃棄物収集運搬業

- ア 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- イ 積替え施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

#### ② 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- ア 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- イ 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講ずる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ウ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- エ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- オ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行うおとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。
- カ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

#### ③ 産業廃棄物処分業

- ア 産業廃棄物の中間処理施設に係る基準
- イ 産業廃棄物の最終処分施設に係る基準

#### ④ 特別管理産業廃棄物処分業

- ア 特別管理産業廃棄物の中間処理施設に係る基準
- イ 特別管理産業廃棄物の最終処分施設に係る基準

## (2) 申請者の能力に係る基準

### ①産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を的確に行うに足る知識及び技能

※ 次に掲げる者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る講習会を修了していること。

#### ○産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業

##### ア 申請者が法人である場合

法人の代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は含まない。）又は北海道内の事業場の代表者（政令で定める使用人を含む。）とする。

##### イ 申請者が個人である場合

当該申請者又は北海道内の事業場の代表者（政令で定める使用人を含む。）とする。

#### ○産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業

##### ア 申請者が法人である場合

法人の代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は含まない。）又は札幌市内の事業場の代表者（政令で定める使用人を含む。）とする。

##### イ 申請者が個人である場合

当該申請者又は札幌市内の事業場の代表者（政令で定める使用人を含む。）とする。

### (収集運搬業の場合)

| 許可申請の種別   |          | 必要となる講習会の修了証の区分                                                                                                                                                                       |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物     | 新規許可     | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</li> <li>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</li> </ul> ※既に他の行政区で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は上記の更新講習会の修了証でも可      |
|           | 更新及び変更許可 | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</li> <li>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</li> <li>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程</li> </ul> |
| 特別管理産業廃棄物 | 新規許可     | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</li> </ul> ※既に他の行政区で特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は上記の更新講習会の修了証でも可                                            |
|           | 更新及び変更許可 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</li> <li>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程</li> </ul>                                           |

※ 処分業を行おうとする者は、同様に処分課程の講習会の修了証が必要となります。

※ 修了証の有効期限について

①講習会（新規）の修了証は、修了日より5年

②講習会（更新）の修了証は、修了日より2年

※ 修了証の有効期限の判断について

①新規許可申請の場合は、申請書の受付日に修了証の有効期限が切れていないこと。

②更新許可申請の場合は、新しい許可日において修了証の有効期限が切れていないこと。

③変更許可申請の場合は、申請書の受付日に有効な修了証か、現在の許可を取得した時に使用した修了証

※講習受講の問合わせ及び申込先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター） Tel：03-5807-5913

〒110-0005 東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階

一般社団法人 環境総合研究所 Tel：011-556-4337

〒060-0007 札幌市中央区北7条西15丁目 川口ビル

※環境総合研究所の講習会は、北海道、札幌市、旭川市、函館市でのみ有効で、一部認定されていない場合もあります。詳しくは15ページの北海道内の産業廃棄物担当部局へお問合せください。

### ②経理的基礎

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

### ③必要な性状分析を行う者

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物、廃石綿等以外）処分業については、処分にあたり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識と技能を有すること。

### (3) 欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

なお、許可後においても次のいずれかに該当した場合は、当該許可の取り消し処分となります。

#### 法第14条第5項第2号

- イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(※1)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

#### 法第7条第5項第4号イからチ

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行う事ができない者として環境省令で定めるもの(※2)
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(※3)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪(※4)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)(※5)以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

※1「役員」には、監査役も含まれます。

「使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者です。

- ・ 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・ 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

※2「心身の故障によりその業務を適切に行う事ができない者」とは

精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とされています。

※3「その他の生活環境の保全を目的とする法令」とは

- ①大気汚染防止法
- ②騒音規制法
- ③海洋汚染等及び海上火災の防止に関する法律
- ④水質汚濁防止法
- ⑤悪臭防止法
- ⑥振動規制法
- ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ⑧ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※4「刑法の罪」とは

第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)

※5「業務を執行する社員」等とは

- ・「業務を執行する社員」  
合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員をいいます。
- ・「これらに準ずる者」  
株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいいます。
- ・「同等以上の支配力を有するもの」  
相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが想定されます。